

武庫川水系河川整備計画（原案）等に対する委員意見と県の考え方【意見】（その3）

項目	委員からの意見（意見書）			意見に対する県の考え方	
主な内容	番号	意見	委員名	内容	
①整備計画（原案）、総合治水推進計画（県原案）の位置づけに関すること					
—					
②整備目標に関すること					
—					
③流量配分等に関すること					
流域対策（流量配分）	59 追 5	<p>私が執拗にこだわり続けるのは整備計画原案に示される流域対策の項目の中に流量とその配分という表示があり、河道及び施設に対して流域対策の数値が極端にアンバランスになっており百分の一にも充たない数値が示されています。そのことは治水の大勢として総合治水へむけて方向転換しようとしているとき、この流量配分は逆行していることを懸念するものです。私は意見書の冒頭に「立ち止まって再検討を要する」と記しています。</p> <p>今回再度に亘り意見書を提出することは、このような欠陥とも云えるような整備計画にならざるを得ない流量配分を招來した元凶を究明し誤りを糾して再出発をするより道が無いと思うからです。意見書にも記しておりますようにこの根本的な問題の究明は基本方針の策定の議論に遡らねばなりません。</p>	酒井委員	<p>河川整備基本方針策定時まで遡って流量配分を再検討するべきとのご意見ですが、基本方針は流域委員会において審議をした結果であり、委員会からは、「武庫川水系河川整備基本方針原案についての意見書（答申書）」にもあるように、「双方が時間をかけて粘り強い協議を重ね、可能な限りの“合意”を図るという姿勢を貫いた結果」であり、「結果としてよりよい内容の基本方針に仕上がったと評価できる。」との答申をいただいております。</p> <p>従いまして、基本方針における河道対策、洪水調節施設、流域対策の流量配分は妥当であると考えております。基本方針の策定まで遡って再度検討を行うことは考えておりません。</p> <p>基本方針では、学校、公園等流域内の諸施設を活用した流域対策のうち、その流出抑制効果を基本方針に見込むためには、洪水時に安定的かつ確実に流出抑制効果が発揮されること、流出抑制機能が将来にわたって確実に確保されることが必要であり、流域対策施設を下記の条件により選定しました。</p> <p>対象施設は、公的組織（県、市など）が所有している。</p> <p>操作の確実性：ゲート操作などが不必要な構造とする。（自然調節形式による無操作を前提とする。）</p> <p>管理責任：整備主体、施設管理者、その他関係者等で、治水活用に伴う管理、運用面での責任の所在を明確にする。</p> <p>上記を踏まえて、流域対策施設を選定し、流出抑制効果を検討した結果、計画基準点である甲武橋地点で80m³/s の流出抑制を図ることとしております。</p> <p>整備計画原案では、基本方針を踏まえ、学校・公園・ため池への雨水貯留は、施設利用者の合意など、施設毎に1つ1つの課題を解決していく必要があるため、河川整備計画の期間内において流域対策で 30m³/s を達成したいと考えています。</p>	
流域対策（水田）	59 追 7	<p>水田には明確に一時貯留の役を果たし徐々に排出されることは確実に流出抑制の働きをしています。このことは整備計画原案に提案されている学校、公園貯留の考え方と全く同様の考え方で流域にある水田面積を対象に数量を求めるることは容易なことと考えられます。試算に必要な面積や水深をいくらにするかは委員会の協力を得て設定されるべきだと思います。そのような経路を経て算定された数値を水田のもつ流域対策の項目のなかに盛り込むことが可能となり同時に河道に負わせている流量から差し引くことで河道と流域のアンバランスが回復できると思います。</p>	酒井委員	<p>第 59 回流域委員会資料 2-4 5、57 80 と同様の回答になりますが、水田貯留については、基本方針を策定する際に考え方を整理しているとおり、稲刈前や中干しの時期には流出抑制効果が確保できず、数値として具体的に位置づけできません。しかしながら当該時期を除けば流出抑制効果が期待できることから、付加的な流出抑制効果が確保されるよう取り組んでいくこととしています。</p>	
④減災対策に関すること					
—					
⑤環境対策に関すること					
—					
⑥推進体制に関すること					
—					
⑦その他					
—					

注) 番号欄 : 59 追の記載がある番号は、第 59 回流域委員会資料 2-2 の追の項目番号